

JICA 海外協力隊 赴任前留意事項 (長期隊員用)

チリ



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について
 - (1) 赴任時に必ず持参するもの
2. 別送荷物について
 - (1) アナカン・郵送等の利用について
 - (2) 通関情報について
3. 通信状況について
 - (1) パソコンの普及状況
 - (2) 携帯電話の普及状況
4. 現金の持ち込み等について
 - (1) 現金持込にかかる注意
 - (2) 両替状況
 - (3) 赴任時に用意することが望ましい金額について
 - (4) 現地生活費等の換金方法について
5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
6. 交通事情について
7. 医療事情について
8. 任国での運転について
 - (1) 本邦、国際免許証の携行の要否
 - (2) 現地運転免許の取得手続き
 - (3) 車両の購入・輸送について
9. お問い合わせ
10. その他

1. 赴任時の携行荷物について

(1) 赴任時に必ず持参するもの

※隊員ハンドブック 3-5 出発時の注意事項を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。

(ア) スーツ又はジャケット上下・ワイシャツ（ブラウス）・革靴等、公式訪問用服装一式。着任直後のチリ国際協力開発庁、日本大使館等の挨拶時、表敬訪問の際に必要です。

(イ) ノートパソコン等

活動報告書の作成や私事目的任国内外旅行届等の各種届出は、JICA 独自のシステム¹（ボランティアポータルシステム）で提出します。また支所内の諸届（経理関連書類等）についても電子データ（Eメール添付）で提出していただきます。各種申請においては日本語入力が必要となります。チリ国内で販売しているパソコンでも設定により日本語入力は可能です。諸届様式は Microsoft 社の Word（ワード）または Excel（エクセル）形式で作成されているため、両形式に対応するソフトウェアのインストールが必要です。各種所定様式やアプリケーションは Windows を基準に作られています。そのため、MAC を使用している方はシステムの使用ができない、または互換性等の問題が発生する可能性がありますので、事前にご理解いただき、必要な対策を講じてください。また、多くの配属先において一般的なパソコン操作（Eメール、Word、Excel、PowerPoint など）は基本的なビジネススキルになりますので、操作に慣れていない方は自己学習のため、参考書などを各自で持参することも効果的です（YouTube やネット上の操作参考ページ等で代用可能）。

電圧は 220V, 50Hz, コンセントプラグは丸 2 ピン or 丸 3 ピンタイプとなっています。一般家電は、ほとんど現地で揃います。また、電圧が 220V で、コンセントタイプも日本と違うため必要に応じて、現地調達が良いと思われます。

(ウ) 研修時資料

JICA 海外協力隊ハンドブック、国際協力共済会ハンドブック、ヘルスレコード及び健康診断のしおり、予防接種記録等、本邦で配布された資料。

(エ) 体温計、薬品他

薬局も沢山あり、品ぞろえも豊富となっていますが、医薬品の多くは医師の処方箋が必要となることがあるため、使い慣れたもの（風邪薬、整腸剤、傷薬、かゆみ止め、バンドエイド等）は一通り持参が望ましく、加えて、チリの特殊な気候対応として、目薬、洗眼液、保湿クリーム、日焼け止め、のど飴、うがい液な

¹ OS は Windows のみ使用対象。macOS・スマートフォンは使用不可

どは、よく使うこととなるので、持参が望ましいです。体温計は、日本で販売されている物が使いやすく、長持ちするので、自身の健康管理の必需品です。マスクは使い捨て・布製ともに広く出回っていますが、割高であり日本製の不織布マスクがあればより良いと思われます。首都では、蚊がほとんどいないので、近隣他国程、虫よけスプレーや蚊取り線香、殺虫剤は要りません。しかしながら、2023年4月にデング熱等の感染症を媒介するネッタイシマカ等によるチリ保健省衛生警報がアリカ・パリナコタ州、タラパカ州、アントファガスタ州、アタカマ州、コキンボ州、バルパライソ州、及び首都圏州の計7州に対して発出され、現在も継続しています。また、2026年3月はイースター島でのデング熱の症例が14件確認されていますので、首都圏州以北の夏期には虫よけスプレーを用意することをお勧めします。なお、虫よけスプレーはチリでも購入できますが、空間用の蚊対策スプレーは現地調達できません。シャンプー、リンス、石鹸、洗剤等は、種類が豊富です。女性用衛生用品も日本と同等の物が、同価格程度で市販されています。

2. 別送荷物について

(1) アナカン・郵送等の利用について

アナカンの場合は引き取りまでの保管料が発生するので、日本郵政のEMSなど追跡できる郵便をお勧めします。受け取りまで航空便で約2ヶ月かかります。

日本郵政 HP : <https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview.html>

必要性・緊急性等を考え発送手段を選択し、送付状の控えを必ず持参してください。送付先は、下記 JICA 支所宛にしてください。

隊員の名前 JICA Chile Office Orinoco 90, Of.1903, Las Condes, Santiago, <u>Chile</u> Postal code: 7560970 Telephone : +56-2-2752-6720
--

地方配属の方は、すぐに必要とならない荷物は、留守宅家族に依頼して任地赴任後に直接住居又は配属先の住所に送ることを費用面から推奨します。

ビデオカメラ、パソコン等電化製品・貴重品は盗難防止のため別送にせず携行してください。その場合は、ダンボール等で梱包されていると税関で商品とみなされ課税対象となる恐れがありますので、携行するバック等に入れてください。

※日本郵政のチリ向け発送サービスは各自で HP を確認してください。高価格ではありますが、OCS や DHL 等の民間業者の利用も可能です。

(2) 通関情報について

チリでは入国時の動植物検疫が非常に厳しく、原則として入国者の荷物や国際宅配便・郵便小包等荷物の全数を検査しています。

<動植物検疫手続きウェブページ>

<https://www.sag.gob.cl/ambitos-de-accion/declaracion-jurada-sag-de-ingreso-chile>

入国時、預入荷物引取りターンテーブル付近のカウンターで動植物・検疫申告書)が置いてあり(添付資料参照)、少しでも**食品を持参している場合には、II - a) の質問「動植物由来の食品をもっているか？」には必ず Si にチェック**を付けて提出してください。上記「動植物検疫手続き」のウェブページの説明に従って、入国前に宣誓供述書を電子登録(www.ingresoachile.cl)も可能です。申告書に動植物製品・食品の持ち込み「なし」と記載して、検査でこれらが見つかった場合、虚偽申告として罰金が科せられることがありますので十分注意してください。**お菓子など含めて全ての食品が該当**しますので、**必ず申告**してください。

特に空港のX線検査にて、種子状の映像が検出された場合、荷物の開梱を求められます。

<動植物・検疫申告書>

https://www.sag.gob.cl/sites/default/files/dj_2020_ed_imp.pdf

3. 通信状況について

(1) パソコンの普及状況

都市部では日本の中小都市とほぼ変わらないインターネット接続環境が構築できます。利用料金は、常時接続・定額のプロバイダー契約で月額約5,000円~1万円程度です。

村落部ではプロバイダーがない等の理由から個々の住居にインターネット接続環境を確保することは困難な所もあります。中心部でインターネットカフェ等を利用するか、携帯電話回線を利用したインターネット接続を行う等になります。

パソコン、周辺機器については現地で購入可能ですが、OSの日本語表示は自分で設定する必要があります。割高ながら、Starlink衛星インターネットも利用可能です。

(2) 携帯電話の普及状況

他の途上国同様、電話回線は固定電話よりも携帯電話の方が普及しています。首都圏から離れた地方でも携帯電話は使用可能です。電話機は、低価格の簡易なものから高性能スマートフォンまで各種購入可能です。回線契約もプリペイドであれば比較的容易に契約可能です。SIMロックフリーのスマートフォン等なら日本で使用中のものを持ち込んで使用することも可能ですが、日本とチリでは使用する周波数帯

域(2025年3月現在、Entel社、4G-Band7/2600MHz、Band28/700MHz)が異なる場合があるので、各自で確認してください。また、回線開通には緊急時の警報を受信することが義務付けられている為、携帯電話機の認証作業(Homologacion、<https://multibanda.cl>)が必要となり、一部対応していない機種もあります。

なお、隊員が所有する外務省発行身分証は、一般のチリ人の身分証とは異なるため、**インターネット及び携帯電話は契約できません。**

(参考)チリ支所では、緊急連絡用として着任時に隊員に一人一台携帯電話(プリペイド式・スマートフォン・アンドロイドOS)を貸与します。

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

無申告で持ち込める現金の限度額は1万米ドル(または相当額)まで、これを超える場合は税関に申告が必要です。違反した場合、現金の30%、または有価証券の100%が当局に押収される可能性があります。

(2) 両替状況

通常の買物には原則米ドルは使用できません(空港、高級ホテル等のみ使用可)。首都、地方の主要な都市(州都等)は両替商があります。米ドルからの両替が一般的です。

(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について

到着後、着任時オリエンテーション期間中に、到着月を含む四半期分の現地生活費を支所から支給します。次四半期からも支所より現地銀行口座へ現地生活費を振り込みます。

住居費については、原則、配属先の全額負担ですが、場合によっては一部JICA負担、またはJICAの全額負担となる予定です。住居費以外の保証金・敷金(退去時に大家から修繕費等が差し引かれて返金されるもの)、光熱費、インターネット料金、食費等は隊員負担となります。住居の賃貸借契約時に保証金・敷金(通常、家賃の1~2ヶ月分)、計2ヶ月分が必要になる事があります。そのため、地方に赴任の場合1,200米ドル程度、首都サンティアゴに赴任の場合は2,200米ドル程度の資金(利便性から米ドルを推奨)を現金持参しておくことが望ましいといえます。上記難しい場合には事前にご相談ください。JICAが住居費を負担する場合は、隊員が当国着任後に開設する銀行口座へ四半期毎に振り込みます(チリ外務省身分証が発行されてからの申請となるため、口座開設には3~4ヶ月かかります)。なお、基本家具を除く生活用品購入費用は隊員の負担となります。

TC(トラベラーズチェック)およびプリペイド・デビットカード、JCBカードは使用できません。また不意の支出(旅行、病気等)に備えて、クレジットカード(Visaもしくはマスターカード、PULSかCirrusマークつき)を持参ください。また、チリ国内の各店が提携しているカード会社によって使用できないクレジットカードがありますので、可能であれば、複数のカードを持参されることをお勧めします。なお、

インターネットで利用状況を定期的に確認できるようにするとともに、万一の盗難・紛失に備えてカード利用停止手続きのための連絡先を確認しておいてください。

(4) 現地生活費等の換金方法について

本邦からの現地生活費及び住居費の送金受取用口座として、現地の銀行口座開設を行う予定です。

5. 治安状況について（JICAの安全対策については、協力隊ハンドブック等を参照）

チリでは近年、殺人や強盗などの凶悪犯罪が増加傾向にあり、以前安全とされた地域でも被害が発生しています。殺人率は2015年の約2.32件から2023年に約6.35件へ上昇しています。コロナ禍で一時的に犯罪件数は減少したものの、経済活動の再開後に再び増加しており、2025年上半期には総犯罪件数が2019年水準に戻り、特に窃盗と強盗が増加を牽引しています。また、殺人発生率の上昇に加え、誘拐事件の件数も増加しています。

このため、従来からJICA関係者を含めた在留邦人の被害が多いスリ、ひったくり、ケチャップ強盗などの盗難犯罪に遭わないよう防犯対策を講じる必要があるのは勿論ですが、万一犯罪に遭遇してしまった場合には、犯人が武器を持っていることが想定されることから、身の安全を第一に抵抗しないことが肝心です。さらに安全のための3原則である「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」といった「自分の身は自分で守る」よう日頃の注意が必要です。

6. 交通事情について

各地で市内バス・乗合タクシーが数多く走り、サンティアゴには地下鉄もあり、公共交通機関が発達しています。タクシーも比較的安価に利用できますが、流しのタクシーは使わず、携帯電話のアプリケーションを利用したタクシーの利用をお勧めします。支払いは現金かカード払いが可能です。

地下鉄・バスはプリペイドカードのみでの利用となりました（地下鉄は窓口でプリペイドカード購入・チャージ可能）。

長距離バスも各社路線が充実しています。

7. 医療事情について

チリの医療事情は指標上では中南米諸国の平均より良好で、2025年における平均余命は81.54歳（男/79.67、女/83.37）と先進国平均に近くなっています。ただし、首都サンティアゴでは高度な医療技術を持つ私立病院で治療を受けることができる一方、地方の公共医療サービスは人材、設備、体制等の面で充実していません。特筆すべき風土病や伝染病の心配は少ないですが、環境問題として工場煤煙や自動車の排気ガス、特に冬季（5～8月）は地方では家庭での薪ストーブ使用等による大気汚染、サンティアゴ等都市部では車両による大気汚染があり、どちらも留意が必要です。

冬季はサンティアゴでも朝晩4~5度近くまで気温が下がるため十分な防寒の準備が必要です。コートやセーター等冬物衣類を現地で購入することは可能ですが、薄手で保温性の高い機能性下着のようなものはありませんので、持参されることをお勧めします。

チリ南部は日照時間が少なくなるため、特に体の不調を起こしやすくなります。ビタミンDなどの不足による疾患に注意し、栄養価を意識した食事やサプリメントを利用すること、適度な運動を行い十分な睡眠をとるなど、規則正しい生活を送る事が大切です。

コロナやインフルエンザのワクチン接種については、首都圏でのワクチンの流通は比較的安定しているものの、地方については一部のワクチン（黄熱病、B型肝炎）は、州の総合病院及び一部の私立病院で接種可能ですが、常に在庫があるとは限りません。チリにおいて、コロナ禍の最中はワクチン接種証明書が日常生活において必須でした（バスや飛行機に乗る時、レストランや公共施設に入る時等提示が求められた）。

現在、その制限はありませんが、引き続き手洗い等の手指衛生や換気が有効であること等が提示されており、各個人においては、これらも参考に基本的な感染対策を実施願います。なお、チリは黄熱病予防接種「必須」国および「推奨」国ではありませんが、周辺国のほとんどが「推奨」国に指定されています。周辺国への任国外旅行を希望される方は、赴任前に本邦で黄熱病ワクチンを接種されることをお勧めします。

8. 任国での運転について

- (1) 本邦、国際免許証の携行の要否
- (2) 現地運転免許の取得手続き
- (3) 車両の購入・輸送について

日本の自動車運転免許証の携行は不要です。更新が近づいている人は、出発前に事前に更新しておくことをお勧めします。

（チリにおいては隊員による車両（バイク含む）の所有・運転・免許の取得は原則禁止しています。移動には公共交通機関を利用してください。活動時に配属先等の車両で移動する場合でも運転することは禁止しています。）

9. お問い合わせ

任国での活動に関する質問は、以下のアドレス宛にメールでお問い合わせください。
※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。
※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

JICA チリ支所代表 ci_oso_rep@jica.go.jp

企画調査員（ボランティア事業） Nomoto.Masami3@jica.go.jp

10. その他

- (1) 赴任時の定時連絡について

旅程変更や不測の事態発生が発生した際は、WhatsApp の SNS を利用し、状況報告

をお願いします。出発前にアプリケーションのインストール、空港での Wi-Fi 接続設定方法習得等事前に準備をお願いします。次項の連絡時に SNS を利用した報告の事前練習についてお知らせします。

(2) サンティアゴ空港到着時手続きについて

各自で入国審査と税関審査を受け、入国手続きを行ってください。入国審査の際、滞在先などを聞かれたときは、JICA (Agencia de Cooperación Internacional del Japón, Oficina de Chile)、支所の電話番号 (2-2752-6720) を告げてください。また、その時に手交される入国カード (感熱紙のレシートのような紙に「PDI」と大きく表示されたもの。添付資料参照) は、外務省へのビザ申請時に必要になりますのでパスポートと一緒に保管してください。

企画調査員 (ボランティア事業) 等事務所関係者が、車両で空港に出迎えに行きます。全ての入国手続きを完了後、空港の指定の場所で事務所関係者と合流します。空港待ち合わせ場所等は本邦出発 1 週間前までにメールにて案内します。

(3) 着任時の宿泊場所について

支所がホテルを予約し、着任オリエンテーション、現地語学訓練 (首都滞在時に対面授業を予定) から任地赴任までの期間、サンティアゴでの宿泊先を準備します。その期間の宿泊費は支所で負担します。

現地語学訓練免除者は着任オリエンテーションの日程が異なるため、別途調整します。

(4) 任地赴任時の荷物の搬送について (配属先関係者と共に任地へ移動予定、以下参考)

首都以外で活動する隊員が地方に赴任する際に機内 / 車内に荷物を預ける場合、超過料金については支度料から支弁してください。郵便等で赴任地まで送る場合も同様です。

飛行機にて任地へ赴任する場合、預け入れ荷物 (23kg まで) の有無で料金が異なり、機内用手荷物も大きい場合は有料になります。日本からはスーツケースを複数持参される場合、地方に赴任される隊員については、首都出発前後にバス便等にて任地に送付し、現地で受け取ります。チリ国内の赴任時には、使用する航空会社によって異なりますが (最も経済的な経路)、同様に無料で預け入れられる荷物は国際線で 23kg × 2 個まで、国内線では 23kg × 1 個となります。これ以上の荷物を持参される場合、追加分の機内預けにかかる費用・バス便等での輸送費は自己負担となります。帰国時を考えて、赴任時ソフトバッグ等の利用等も検討下さい。帰国時における超過料金については、移転料から支弁してください。

(5) チリ特有の気付きについて

(ア) 気候

10 月頃から 3 月頃までが春～夏となり、サンティアゴではほとんど雨が降らず、30℃前後

の日は続き、日差しも強いです。しかし、湿度が低いので、日陰に入れば涼しく、エアコンが設置されていない住居が多くなっています。4月頃から9月頃までが秋～冬となり、最低気温が4～5度になる時もありますが、最高気温が15度前後となり、一日の寒暖差が大きいのが特徴です。また、通常は冬場には月に1、2度雨が降りますが、気候変動の影響により年によって大雨が降ることもあります。インフラが脆弱のため、大雨が降ると一部の地域では停電・断水が発生することもあります。

(イ) 乾燥

夏冬に限らず、首都圏は湿度が低く、乾燥が激しいので、肌や髪が荒れる、目が乾燥する、のどが傷みやすいなど、体調に影響することがあります。皮膚には保湿クリームが必需となるので、自分に合ったものを大目に持参するのが良く、目薬もかさばらないので持参が望ましいです。保湿クリーム、保湿シャンプーやトリートメントは現地調達も可能です。また、乾燥による静電気の発生が多々あり、特に体が充電しやすい人は、放電グッズがあると重宝します。

(ウ) 大気汚染

サンティアゴが山間部の盆地にあることや海流などの条件で、空気が盆地に滞留しやすく、かつ、車両が極端に増えたことから、特に、冬場は毎日のように遠くが霞むほどのスモッグが発生し、目やのどの弱い人には悪影響を及ぼします。頻繁にうがいや目洗いをすることで、影響を抑えることができます。

(エ) 地震・津波・火山活動

日本同様、環太平洋火山帯に属し、地震が多発する国であることを念頭に、滞在中、常に大規模地震対応(初動、避難経路、備品等)を想定しておく必要があります。このため、強い地震を感じた場合は、自身からチリ支所担当者へ安全確認の一報をお願いします。地震の規模に応じて、チリ支所職員が関係者の安全を確認します。沿岸部に滞在している場合に大規模地震が発生した場合は、津波情報にも留意が必要です。

- ・ チリ地震学センター: <https://www.sismologia.cl/>
- ・ USGS アメリカ地質調査所の地図情報:
<https://earthquake.usgs.gov/earthquakes/map/>
- ・ ヨーロッパ地中海地震学センター: <https://www.emsc-csem.org/>
- ・ 津波情報: <https://www.snamchile.cl/>
- ・ 津波避難地図: <https://web.senapred.cl/planos-de-evacuacion/>
チリ全国の南北にわたって活火山があるが、現時点で大規模な火山活動は見られていない。
- ・ チリ地質鉱業庁: <https://www.sernageomin.cl/>

(オ) チリ時間:

チリでは次の3つの時間が採用されています。

- ① チリ大陸部(首都サンティアゴを含む、JICA 関係者ほとんどの活動地域に当たる):
 - ・ 冬時間:4 月第 1 土曜日深夜 24 時~9 月第 1 土曜日:UTC-4 時間(日本時間-13h)
2026/4/4 夜~
 - ・ 夏時間:9 月第 1 土曜日深夜 24 時~4 月第 1 土曜日:UTC-3 時間(日本時間-12h)
2026/9/5 夜~
 - ② 最南部マガジャネス州:一年中 UTC-3 時間(日本時間-12h)
 - ③ イースター島等島嶼部:
 - ・ 冬時間 4 月第 1 土曜日深夜 24 時~9 月第 1 土曜日:UTC-6 時間(日本時間-15h)
 - ・ 夏時間:9 月第 1 土曜日深夜 24 時~4 月第 1 土曜日:UTC-5 時間(日本時間-14h)
- チリ海軍水路海洋サービスによるチリ時間:<https://www.horaoficial.cl/>

(カ)先住民族問題

マゼランによる 1528 年のマゼラン海峡の発見、その後のスペイン人による征服時代となる前は、多くの先住民族・部族がチリ全土に暮らしていましたが、その後、混血等が進み、2024 年の国税調査時の自己申告は、約 11.5%の 210 万人が先住民率と回答。主な先住民は Mapuche (8.8%)、Aymara (1.0%)、Quechua (0.3%)、Atacameño または licanantay (0.2%)、Diaguita (0.8%)となっています。

先住民を表す indigena(インディヘナ)が極貧という意味で使われるくらい、現在のチリの極貧階層の多くは先住民が占めています。また、ビオビオ州アラウコ県・ビオビオ県、及びラ・アラウカニア州では、スペイン人や欧州からの入植者や企業等によって、部族の土地を略奪されたと考える先住民過激派グループがおり、過激な活動やテロによる抗議が頻発しています。抗議行動やテロは、おおよそ場所が特定できるので、近づかないこと、また、普段のチリ人との会話の中では、先住民問題はデリケートなものを含むので、安易に議論に加わらないことが得策です。

(キ)Chilenismo

南米の中で、アンデス山脈やアタカマ砂漠などで他国と隔絶された立地条件などから、文化的にも言語的にも、アイスレートされた影響があり、特に、言語は同じスペイン語圏でありながら、チリ語と呼ばれるほどに特殊な単語や言い回しが多くあります。日本の標準語と地方の方言との差ほどではないですが、一般の西和辞書を引いても出てこない単語が多く、気になる人にはのどの小骨のように気になります。チリ語辞典などがあれば、重宝すると思われます。

(ク)2026 年チリの祝祭日(チ)とチリ支所の祝祭日(支)

1 月 1 日(チ) 元日

1月2日(支) 年始祝日
1月12日(支) 成人の日
2月23日(支) 天皇誕生日

4月3日(チ) 聖金曜日
5月1日(チ) メーデー
5月4日(支) みどりの日
5月21日(チ) イキケ海戦記念日
6月29日(チ) 聖ペドロ・聖パウロの日
7月16日(チ) カルメン山の聖母の日
7月20日(支) 海の日
8月11日(支) 山の日
9月18日(チ) 独立記念日
9月21日(支) 敬老の日
10月12日(チ) 民族の日
11月23日(支) 勤労感謝の日
12月8日(チ) 聖母受胎の日
12月25日(チ) クリスマス
12月29日(支) 年末祝日
12月30日(支) 年末祝日
12月31日(支) 年末祝日

※なお、これらの祝祭日の内、以下の5日は、法律で商業行為が禁止されているため、終日買い物ができなくなります。

1月1日、5月1日、9月18日・19日、12月25日

以上



BIENVENIDO/A A CHILE
DECLARACIÓN JURADA
WELCOME TO CHILE
AFFIDAVIT

Versión: 01
Página 1 de 2
Page 1 of 2

ESTA DECLARACIÓN DEBE SER LLENADA POR TODA PERSONA QUE INGRESE AL PAÍS
TO BE FILLED OUT BY ANY PERSON ENTERING THE COUNTRY

I. IDENTIFICACIÓN / Personal Particulars

1. Masculino Femenino
Apellidos / Last Name Nombres / Names Male Female

2. NACIONALIDAD 3. PAÍS DE PROCEDENCIA
Nationality Country of Origin

4. DIRECCIÓN EN CHILE
Address in Chile

5. DOCUMENTO DE VIAJE: Tipo N°
Travel Document Type N°

HE LEÍDO LAS INSTRUCCIONES QUE APARECEN EN EL REVERSO DEL FORMULARIO Y DECLARO BAJO JURAMENTO QUE:
I have read the instructions on the back of this Form and I hereby declare under oath that:

II. SERVICIO AGRÍCOLA Y GANADERO (SAG) / Agricultural and Livestock Service

a) **DECLARO TRAER CONMIGO UNO O MÁS PRODUCTOS DE ORIGEN VEGETAL O ANIMAL.** **SÍ** **NO**
I DO HEREBY DECLARE THAT I AM CARRYING ONE OR MORE PLANT OR ANIMAL PRODUCTS.
El declarar SÍ, no necesariamente implica autorización para ingresar los productos que usted porta, ya que deben cumplir con las regulaciones legales vigentes.
Declaring YES does not necessarily imply authorization to import the products you are carrying, as they must comply with the legal regulations in force.
NO SE EXPONGA A MULTAS, SI TIENE DUDAS, DECLARE O CONSULTE AL PERSONAL DEL SAG.
DO NOT EXPOSE YOURSELF TO BE FINED, IF YOU HAVE ANY DOUBTS, DO DECLARE OR MAKE YOUR ENQUIRIES TO SAG OFFICIALS.

b) **ESTA DECLARACIÓN INCLUYE EL EQUIPAJE DE MENORES DE 18 AÑOS:** **SÍ** **NO**
THIS AFFIDAVIT INCLUDES BAGGAGE OF CHILDREN UNDER 18 YEARS OLD:

Si la respuesta es afirmativa, indicar: N° de hombres N° de mujeres
If the answer is yes, please indicate: Number of men Number of women

FECHA / /
Date **Día** **Mes** **Año**
Day Month Year

FIRMA / Signature

別添：入国カード見本



Tarjeta Unica Migratoria

ARTURO MERINO BENITEZ
Fecha Control: 11-2022 06:53:54
Fecha Expiración: 08-02-2023
Medio Transporte: UA847-E
Docum.: PASAPORTE GENERAL
Numero: RB202
Emisor: JAPON
Paterno:
Materno:
Nombres:
Nacionalidad: JAPON
Fecha Nacim.:
Tiempo de Permanencia: 90
Motivo: OTROS
Dirección: HOTEL MARRIOT

Los datos contenidos en este documento han sido entregados por el titular.

